

## 全体討論要旨

伴瀨明美氏のコメントに対して、各報告者から回答があった後、全体討論に移った。討論ではまず、いくつかの基礎的な事実確認や簡単な質問が行われた。その後、久保報告に関して、山口和夫氏から質問と指摘が一点ずつあった。一点目は、周知のとおり、近世において、公家の娘が実家で天皇の子を生み、その子がすぐに亡くなると、その公家の家の菩提寺に葬られたが、どこまでが天皇家の血族として認められていたのか、との質問であった。二点目は、天皇家の女性らの待遇に関する時期変化を、一七世紀と一八世紀の間に見ているようだが、朝幕関係の全体的な変化をもうすこし踏まえるべきではないか、との指摘であった。

前者に対して久保貴子氏は、天皇家の子女として認められるには、ある程度の年齢や天皇との対面などが必要であったと思われるが、現時点では具体的な線引きは難しい。幼年のうちに没した者を、天皇家の方でどのように位置付けていたかは、今後の課題である、と答えた。後者に対しては、たしかに朝幕関係の全体的な変化をもうすこし組み込んだ方が良かったかもしれない、と回答した。

次に中川学氏から久保報告に対して、①女帝は（在位中はもちろん）退位後も結婚してはならないという考え方や規定があった

のか、②後水尾天皇女朱宮と徳川家綱、桜町天皇女緋宮と徳川家治の縁談について、不成立になった理由など詳細を教えてください、との質問があった。

久保氏は、まず①について、退位後の結婚は、先例もないので、想定すらしていなかったと思われる、と答えた。つづけて、②に対して次のように回答した。

朱宮に関しては、正徳期に近衛基熙が自身の日記中で、過去に幕府が朱宮と徳川家綱の縁組を望んだが、後水尾上皇（法皇）らが反対して不成立になった、と回想している。緋宮については、閑院宮直仁親王女五十宮と家治の縁組に関する一件史料によると、幕府が緋宮と家治の縁組を望んだが、桜町上皇が反対し、不成立になったという。どちらの事例でも、申入れは幕府の方から行なわれ、それに対して、最終的には親であり、その時の朝廷の一番の実力者である上皇（法皇）が判断を下している。

久保氏は、以上のように答えた後、時期による変化はあると思うが、全体的な流れとして、幕府はできれば御台所に天皇の娘を（それが難しければ親王家の娘、摂家の娘を）迎えたかったのではないか、と補足した。

その後、所功氏から、女帝の存在を認めている古代の大宝令や養老令は、近世においても建前上は生きているが、女帝を立てる際に、そのような古代の律令の規定が意識されることはあったのか、との質問があった。

これに対して、久保氏は、女一宮（明正天皇）が天皇に立てられた際には、あわただしく女帝の先例を公家らに調べさせているが、その時も、古代までさかのぼっての議論はしていない。また、次の女帝である後桜町天皇の際は、明正天皇を先例にし、それ以上はさかのぼろうとしない、と答えた。

最後に、富田正弘氏から、家の問題に関して次のような問題提起がなされた。家の定義を考える際には、血縁関係などにはあまり重点を置かず、公的な国家の官職に対して、私的な次元で公務をどう処理していたのか、という観点から考えるべきである。その意味では、家の構成員は、主と家来に分けられ、天皇家の場合、主は天皇や上皇らであり、女性や男子の継嗣も含めて、それ以外の者は家来である。

このように整理したうえで、近世における天皇（上皇）の正妻が、主か家来かを考えると、主ではないかと思われる。つまり、近世においては、天皇家以外の、たとえば摂家出身の女性が天皇の正妻となることで、おもに今まで家来でしかなかった女性が、天皇家の主に成りえることがあったのではないか。具体的にいえば、桜町天皇が亡くなった後の天皇家の主は、（代行という形かもしれないが）青綺門院であったのではないか、との提起がなされた。

これに対して久保氏は、上皇が不在で天皇もまだ若いという状況下において、あくまで天皇が主だと考える天皇やその周辺と、

天皇の若さに危うさを覚え、母であり、前の天皇の妻である青綺門院を、ときに主であるかのように扱う摂家らとの間に、意識の差があったと思われる、と述べた。渡邊雄俊氏は、青綺門院は母として天皇に助言をする際に、いわゆる政務に関わるようなことにも口を出してしまったのではないかとした。最後に高橋博氏が、典侍や掌侍などでも由緒書の提出が実家に求められたので、家の問題を考える際には、由緒書の検討も重要であると述べ、討論を終えた。

（文責・佐藤雄介）